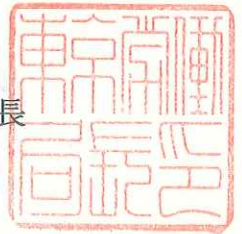


東労発基 0902 第 2 号
令和 2 年 9 月 2 日

各 位

東京労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、下記のとおり実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、傘下団体・企業等に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 強化月間の取組事項

（1）重点事項

- ア 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- イ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- オ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確

法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

カ 平成 30 年 2 月 5 日付け基発 0205 第 2 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等

キ 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 3 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた産業医の選任義務のない小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(2) 取組を実施上での留意点

ア 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

(ア) 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

(イ) 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

(ウ) 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

イ (1) のエについて、健康診断の実施を延期したものについては、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、原則 10 月末までに実施する必要がある、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施していただきたいこと。

また、別添 1 のリーフレットの活用等により、労働者に対して健康診断の受診を勧奨していただきたいこと。

ウ (1) のオ及びカについては、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。

医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、平成 30 年 2 月 5 日付け

基発 0205 第 1 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添 2 のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

エ (1) のキについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添 3 のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

(3) 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

ア 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号、令和 2 年 3 月 31 日最終改訂）に基づく取組
イ 「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成 17 年 3 月策定、令和元年 9 月改訂）に基づく取組
ウ 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応

(ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 23 年 5 月 16 日策定、平成 28 年 6 月 30 日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

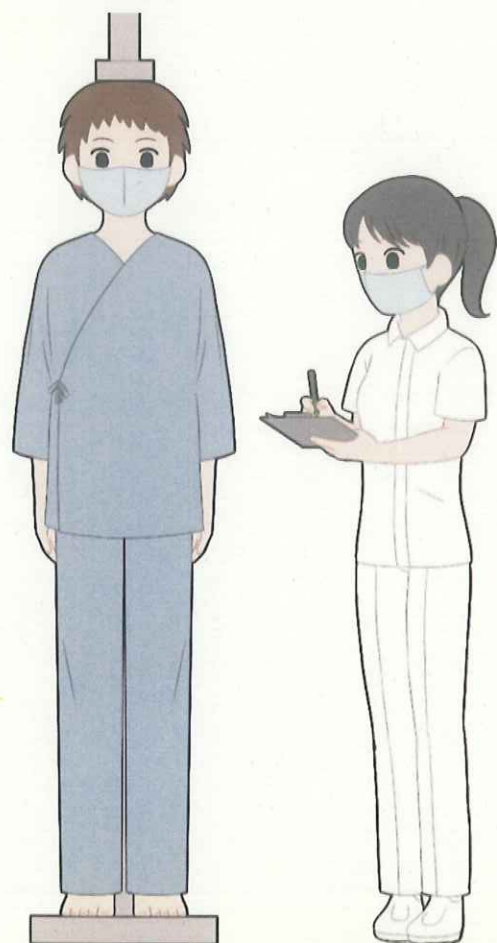
(イ) 平成 7 年 2 月 20 日付け基発第 75 号「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」に基づく取組

(ウ) 令和 2 年 1 月 30 日付け基安労発 0130 第 1 号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

参考資料：

- ①リーフレット「定期的に健診・検診を受けましょう」
- ②リーフレット「～事業者の皆様へ～ 医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします」
- ③リーフレット「～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？」

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- ・受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- ・マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を 利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

～事業者の皆様へ～

医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。

（高齢者医療確保法第 27 条第 2 項及び第 3 項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

<ご対応のお願い>

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。

※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>

※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。

- 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。
 - 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
 - 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
 - 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

<注意事項>

- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
- データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。

（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令 157 号）第 15 条）